

四日市市立南中学校いじめ防止基本方針 概要版

<基本理念>

いじめは、全ての生徒に関係する問題であることを認識し、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じる。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に理解させる。

さらに、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

<学校づくりビジョン>

【教育目標】

あしたは **もっとたかく**
～笑顔と本でいっぱい学校～

【めざす学校の姿】

ともに高め合える学校

【めざす生徒の姿】

自分を大切にし、他人を大切にする生徒

<いじめの理解>

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

<いじめの未然防止のための方策>

生徒の社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育・人権教育や体験活動等の充実を図るとともに、コミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育み、教育活動全体を通して、生徒の自主的な活動を推進する。

- ① 特別活動では、よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指しており、いじめにつながるようなトラブルなどに対しても、教職員の適切な指導の下に、生徒らが進んで解決しようとする動きが結果としていじめの未然防止につながる。
- ② 教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめ問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。
- ③ 保護者等に対して広くいじめの問題やその取組についての理解と協力を得るため、開かれた学校づくりの推進や、広報啓発を図る。

<いじめの防止>

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- ① 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ④ インターネット上のいじめ防止については、インターネットの正しい利用方法や危険性について理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、情報モラル教育を推進する。

<いじめの早期発見>

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒と向き合うことにより生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組むとともに、家庭や地域と連携して生徒を見守る。

<いじめに対する措置>

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ① 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。
- ② 家庭との連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。
- ③ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

<家庭や地域との連携>

P T Aや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校づくり協力者会議を活用したりするなど、いじめの問題について家庭や地域と連携した対策を推進する。

<関係機関との連携>

学校においていじめる生徒に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（四日市南警察、北勢児童相談所、各種医療機関等）との適切な連携を図る。

南中学校 いじめ対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭

※毎週、委員会を開催し、いじめに関する情報を把握するとともに、状況に応じて適切な対応を行う